

国立劇場再整備等事業の実施に関する方針の一部変更

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、令和 3 年 11 月 10 日付けで定めた特定事業の実施に関する方針について、事業の内容を一部変更したため、同条第 4 項の規定により、公表します。

令和 4 年 12 月 20 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 河村 潤子

1 「第1 特定事業の選定に関する事項」の一部変更

(1) 「1－(6)－②維持管理業務」の一部変更

国立能楽堂における維持管理業務を本事業の対象外とする。

国立劇場で行う維持管理業務の業務期間は令和11年12月1日より、令和31年3月31日とする。

(2) 「1－(6)－③運営業務」の一部変更

国立能楽堂における運営業務について以下の業務を除き本事業の対象外とする。

- ・チケット販売支援業務
- ・飲食・物販等サービス提供業務(自動販売機運営業務)

国立劇場で行う運営業務の業務期間は令和11年12月1日より、令和31年3月31日までとする。

国立能楽堂における上記の業務については令和6年4月1日より、令和31年3月31日までとする。

(3) 「1－(7) 事業方式及び権利関係」の一部変更

国立能楽堂については上記の運営業務の一部を除き事業の対象外とする。

(4) 「1－(8) 事業期間」の一部変更

本事業の事業期間は、振興会と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和31年3月31日までの期間(約25年間)とする。その他のスケジュールは以下を予定する。

事業契約締結	: 令和5年11月頃
設計・建設期間	: 事業契約締結日～令和11年11月30日
既存施設等の解体	: 令和6年7月1日から
国立劇場の引渡し	: 令和11年11月30日
国立劇場における維持管理・運営期間	: 令和11年12月1日～令和31年3月31日
国立能楽堂における一部運営期間	: 令和6年4月1日～令和31年3月31日

(5) 「1－(9) PFI事業の付帯事業(民間収益施設)」の一部変更

令和4年2月24日付け、実施方針に関する質問回答及び入札公告における資料-5「国立劇場再整備等事業 事業者選定基準」第5. 第二次審査3. 事業提案の審査方法(3)加点項目審査⑤貸付料の提案金額の評価方法について、基準貸付料を965,000,000円(年額)に変更する。

(6) 「2－(4) 選定結果の公表」の一部変更

振興会は、本事業をPFI法第7条の規定により、令和4年3月24日付けで特定事業として選定した国立劇場再整備等事業について、実施に関する方針の一部変更に基づき、その客観的評価を、振興会のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

2 関連資料の一部変更

(1)「添付資料等 資料－1 国立劇場再整備等事業業務要求水準書(案)」の一部変更

(下記①～⑤の資料の該当項目は入札公告時の業務要求水準書、添付資料の項目を示す。)

- ① 第4章. 施設整備 第6節. 劇場(大劇場、小劇場、演芸場)の施設計画(建築・設備)
 1. 各劇場共通事項(10)その他について、「⑥大劇場の舞台、花道、小劇場の舞台、花道、演芸場の主舞台の床面材質については、木材調達の観点から振興会と協議できるものとする。」を追加する。
 2. 大劇場(舞台、客席、ホワイエ) (1) 舞台②舞台の床材質等 b. 床面材質(a)舞台、舞台袖及び花道の床面材質について、「(ア)舞台、花道は吉野檜片面無節芯去り材、舞台袖は檜片面小節芯去り材」に変更する。
 3. 小劇場(舞台、客席、ホワイエ) (1) 舞台②舞台の床材質等 b. 床面材質(a)舞台、舞台袖及び花道の床面材質について、「(ア)舞台、花道は吉野檜片面無節芯去り材、舞台袖は檜片面小節芯去り材」に変更する。
 4. 演芸場(舞台、客席、ホワイエ) (1) 舞台②舞台の床材質等 b. 床面材質(a)主舞台(ア)尾州檜片面無節芯去り材について、「(ア)尾州檜片面無節芯去り材(既存演芸場の主舞台の床材の再利用について検討し、振興会と協議する。)」に変更する。
- ② 添付資料4-6-7「空間遮音性能の考え方」について、「大劇場、小劇場、演芸場の舞台、客席の表中の数値は、各々の舞台中心間(各々プロセニウム中心線において舞台先端から5mの位置)においての数値である(その他の室は室の中心とする。)」を追記する。また、「表中の数値は大劇場、小劇場、演芸場、稽古場、研修室で大太鼓を使用した時に、他の室に対して運用上問題とならないことを前提に設定しているが、事業者の施設計画等によりこれにより難しい場合は、振興会と協議できるものとする。」を追記する。
- ③ 第5章. 維持管理・運営 第3節. 運営業務7. 振興会の事務支援業務の事務支援業務、仮移転先の什器・備品レイアウト検討業務を事業の対象外とする。添付資料5-3-11「振興会の事務支援業務に係る要求水準」の1. 事務支援業務に係る要求水準、3. 仮移転支援業務に係る要求水準のうち、(2)仮移転先の什器・備品のレイアウト検討を事業の対象外とする。
- ④ 添付資料5-2-6「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」2. 業務実施体制について、業務責任者及び業務副責任者の要件を変更する。
- ⑤ 添付資料5-2-10「作業環境測定・照度測定に係る要求水準」2. 業務実施体制について、業務責任者の要件を変更する。

(2)「添付資料等 資料－3 国立劇場再整備等事業 事業費の算定及び支払方法(案)」の一部変更(実施に関する方針の「添付資料 資料－3 国立劇場再整備等事業 事業費の算定及び支払方法(案)」については、令和4年4月12日入札公告 資料－1-3「国立劇場再整備等事業 事業費の算定及び支払方法」によるものとし、主な変更項目を記載している。)

- ① 入札公告における資料－1-3「国立劇場再整備等事業 事業費の算定及び支払方法」第1. 事業費の構成 1. (1) ①イ. 施設費Bについて、元金均等による割賦での対価の支払いに変更する。②割賦手数料について、施設費Bを元金均等による割賦払いとした場合の割賦金利に変更する。

- ② 入札公告における資料－1－3「国立劇場再整備等事業 事業費の算定及び支払方法」第2. 事業費の算定及び支払方法 3. (1) ①イ. 施設費Bについて、元金均等による年2回、全38回に分けて支払うものとする。割賦手数料の計算期間について、第1回目の割賦手数料の計算期間は、令和11年12月1日から令和12年9月30日までとする。なお、割賦手数料率のうち基準金利確定日は、令和11年6月1日を予定する。

上記のほか、入札公告における資料－1－3「国立劇場再整備等事業 事業費の算定及び支払方法」第1. 事業費の構成、第2. 事業費の算定及び支払方法について、維持管理・運営業務の変更、支払時期、施設整備期間中の支払計画等を変更する。

(3) 関連資料の変更等

上記1及び2に示した事業内容の一部変更は、現時点で予定している主要な部分に関する方針であり、変更後の詳細及びこれに伴って変更となる要求水準書等の関連資料については入札公告時に示す予定である。

3 実施方針の一部変更の公表に関する事項

(1) 質問の受付

実施に関する方針の一部変更の内容に関する質問は、入札公告時に受け付けることとする。

4 今後のスケジュールの一部変更

実施に関する方針の一部変更公表後のスケジュールについては、次のとおり予定している。

令和5年1月頃	特定事業の選定の一部変更
令和5年2月頃	入札公告
令和5年3月頃	第一次審査資料の受付
令和5年3月頃	第一次審査結果の通知
令和5年6月頃	第二次審査資料の受付
令和5年8月頃	民間事業者の選定
令和5年9月頃	基本協定の締結
令和5年11月頃	事業契約の締結
令和5年10月31日まで	既存施設の供用
令和6年6月30日まで	既存施設から仮移転先への移転期間
令和6年7月1日から	既存施設等の解体
令和6年4月1日	国立能楽堂の一部運営業務開始
令和11年11月30日	国立劇場の引渡し
令和11年12月1日（供用開始日）	国立劇場の維持管理・運営業務開始
令和31年3月31日	本事業終了

5 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、原則として以下のホームページを通じて適宜行う。

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場再整備

<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/redevelopment.html>